

久米島町観光振興条例

平成25年6月19日条例第12号

このような認識の下に、町、町民、観光事業者及び観光関係団体が一体となって魅力ある観光地の形成を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光振興について基本理念を定め、町民、観光事業者及び観光関係団体の責務並びに町の責務を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会の実現及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業その他観光振興に資する資源をいう
- (2) 観光事業者 主として観光客を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう
- (3) 観光関係団体 観光振興を目的として、観光事業者、行政機関等で構成される団体をいう
- (4) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び町民をいう

(基本理念)

第3条 観光の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 住む人の暮らしやすさ、訪れる人の利用しやすさを常に重視し、誰をもあたたかく迎えるやさしさにあふれた観光地であることを目指すこと
- (2) 癒しや安らぎ、喜びや希望など現代人が旅行に求める人間性の回復の場を訪れた人に真に提供できる観光地であることを目指すこと
- (3) 久米島が持つ自然、環境、海洋深層水及び歴史や文化の蓄積などを大切に守り活かしながら、さらに新しい文化を創造し、次の時代に継承していく観光地であることを目指すこと
- (4) 将来に向けて自然資源、環境を守り、それらと共生、調和しながら持続的に発展する観光地であることを目指すこと

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、観光事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うとともに、観光事業者等相互間の連携の確保に努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念にのっとりその事業活動を行うに当たっては、良質なサービスの提供に努め、観光客の需要の高度化への対応を図ることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光事業者は、町が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとりその活動を行うに当たっては、相互に連携を図りつつ、観光に関する情報の提供等に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、町が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第7条 町民は、基本理念にのっとり観光客をあたたかく迎えるやさしさを持ち又観光資源の維持及び保全に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 町民は、観光の振興の重要性についての関心と理解を深めるとともに、町が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県及び他市町村等との連携)

第8条 町は、観光の振興に関する施策の推進に当たっては、観光資源の有効な活用、国内外からの観光客の来訪の促進等を図るため、県及び他市町村等との連携を図るよう努めるものとする。

(魅力ある観光地の形成)

第9条 町は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(広報宣伝の充実)

第10条 町は、国内外からの観光客の来訪の促進を図るため、多様な媒体の活用による本町の魅力に関する広報宣伝その他の広報宣伝の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(観光産業の強化)

第11条 町は、町内の観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光客の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 町の伝統工芸を活用した観光産業など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光客を迎える体制の整備)

第12条 町は、観光事業者等による観光客に対する接遇の向上及び観光の振興に寄与する人材の育成の促進を図るため、研修の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、観光客の利便の向上に資するよう、観光案内の充実に関し必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第13条 町は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光の需要に応じた広報宣伝を適切に実施するものとする。

2 町は、外国人来訪者の利便の向上に資するよう交通、宿泊その他観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上、その他外国人来訪者の受入体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

(観光振興計画の策定)

第14条 町長は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画(以下「観光振興計画」という。)を定めなければならない。

2 観光振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方

(2) 前号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事

3 町長は、観光振興計画を定めるに当たっては、観光事業者等の意見を聴かななければならない。

4 町長は、観光振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、観光振興計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第15条 町は、県、他市町村及び観光事業者等と連携し及び協働して、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(施策の検証)

第16条 町長は、観光の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を観光の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、観光の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

本町は、琉球王朝時代に中国との交易の中継地点として栄えたことから、多くの文化財、旧跡、名所を残している。また、自然環境にも恵まれ、海岸線は「日本の渚100選」に選ばれたイーブビーチやハテの浜に代表されるコーラルサンドのホワイトビーチがあり、海水浴やダイビングが盛んである。陸地については、ラムサール条約湿地に登録されている宇江城岳を源流とする溪流やその周辺の湿地があり、日本で唯一淡水性のヘビであるキクザトサワヘビや琉球列島で久米島だけに生息する久米島ホタルなど希少野生生物の宝庫となっている。

これらの恵まれた資源を活用し、これまで、観光地、リゾート地として多くの人々に親しまれてきた。しかしながら、本町の観光の現状は、島の特性を有効に生かすための基盤整備や環境の形成が必ずしも十分とは言えない。いうまでもなく、観光は本町の基幹産業であり、これからも観光産業の振興なくして町の発展はあり得ないといっても過言ではない。

次の時代にも久米島が発展していくためには、時代とともに観光を取りまく環境変化に適切に対応していくことが求められる。島の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した久米島独自の観光プログラムを戦略的に展開すると共に、安心・安全・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備により「久米島観光ブランド」を確立し、国内外に広く認知される観光リゾート地を築き上げる必要がある。